## 昭和三十九年公正取引委員会規則第一号

中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則

規定に基づき、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第七条第三項の規定によ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七十六条の る届出に関する規則 (昭和三十年公正取引委員会規則第二号)の全部を改正するこの規則を制定す

トを利用して公衆が閲覧できる状態に置いているときは、当該書類の添付を省略することができ ばならない。この場合において、当該事業協同組合又は信用協同組合が添付書類をインターネッ た組合員の最終の貸借対照表及び損益計算書を添付して、これを公正取引委員会に提出しなけれ 並びに事業報告書及び事業計画書を作成している場合にはこれらの写し並びに届出の原因となっ 作成し、当該組合の定款、組合の行っている事業に関する規約、組合員名簿、役員名簿、組織図 員が同号イ若しくはロに掲げる者でなくなったときは、別記様式に従い、その旨の届出書一通を 第七条第一項第一号イ若しくはロに掲げる者以外の事業者が組合に加入し、又は事業者たる組合 事業協同組合又は信用協同組合は、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号

### 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附則 (昭和四七年五月一五日公正取引委員会規則第三号)

行の日 この規則 (昭和四十七年五月十五日)から施行する。 は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号) の 施

## 則 (昭和四八年二月一日公正取引委員会規則第二号)

この規則は、昭和四十八年三月一日から施行する。

## 附 則 (昭和四八年一〇月一五日公正取引委員会規則第四号)

:四十八年法律第百十五号)第二条の規定の施行の日から施行する。 この規則は、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律 昭

## 則 (平成元年四月二七日公正取引委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成六年一月一八日公正取引委員会規則第三号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 1

改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

の規定の施行の日から施行する。 この規則は、中小企業基本法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十六号)第四 附 則 (平成一一年一二月三日公正取引委員会規則第五号) 条

# 附 則 (平成一八年三月二九日公正取引委員会規則第四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

### 附 則 (平成一八年四月二八日公正取引委員会規則第八号)

改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。 この規則は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日から施行する

2 1

## 則 (令和元年五月一〇日公正取引委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 (令和元年六月二八日公正取引委員会規則第二号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

# 則 (令和二年一二月二五日公正取引委員会規則第七号)

この規則は、 令和二年十二月二十五日から施行する。

### 様式(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

公正取引委員会

中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出書

月

代表者の役職・氏名

中小企業等協同組合法第7条第3項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第1号に掲げる書類を 添え、下記のとおり届け出ます。

1	記 1 組合に関する書類						
		事務上の 連絡先	電話番号 部署・担当者名	-	-		
(1)	(フリガナ) 名 称						
(2)	住 所	〒 −					
(3)	設立年月日		年 月	日			
(4)	地 区						
(5)	連合会に加入し ているときは、当 該連合会の名称及 び住所						
(6)	現に行っている 事業の内容						
		ア 小売業を 主たる事業	資本金の額 又は出資の 総額等 従業員数 50 人以下	個人	5 千万円 以下	5 千万円 超	計
		とする組合 員の数	51 人~100 人				
			100 人超				
			計				A
		イ サービス	資本金の額 又は出資の 総額等 従業員数	個人	5 千万円 以下	5 千万円 超	計
		業を主たる 事業とする	100 人以下				
		組合員の数	100 人超				
(7)	組合員の数		計				В
		ウ 卸売業を	資本金の額 又は出資の 総額等 従業員数	個人	1億円 以下	1億円超	計
		主たる事業 とする組合	100 人以下				
		員の数	100 人超				
			計				С

	エ アからウ に掲げる事	資本金の額 又は出資の 総額等 従業員数	個人	3億円 以下	3億円超	計	
	業以外の事	100 人以下					
業を主た		101 人~300 人					
	事業とする組合員の数						
		#				D	
オー事業者で		ない組合員の数	Е				
	カ 組合員の数の合計		F (A+B+C+D+E)				

2 油田の原因になつに組合員に関する事項						
(1) 名称及び代表 者の氏名	(2) 住所及び電話番号	(3) 事業内容の大 要	(4) 資本金 の額又は 出資の総 額	(5) 常時使 用する従 業員の数	(6) 届出の 原因が発 生した日	

- (注) 1 (3)については、当該組合の事業に関係のない事業を兼業するときはその事業内容も記載すること。2 (5)については、兼業者にあっては事業別に記載すること。
- 3 届出の原因となった組合員が組合に加入し、又は引き続き組合員であることが必要である事由(1) 組合にとっての事由
- (2) 届出の原因となった組合員にとっての事由
- 4 その他参考となるべき事項